

固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況（令和3年10月1日現在）

○ 申出件数の推移

	平成6年度 (基準年度)	平成9年度 (基準年度)	平成12年度 (基準年度)	平成15年度 (基準年度)	平成18年度 (基準年度)	平成21年度 (基準年度)	平成24年度 (基準年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (基準年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (基準年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (基準年度)
土地	—	—	219	88	136	153	85	22	22	63	11	8	42	13	9	26
家屋	—	—	70	56	29	46	23	7	12	22	4	1	13	4	5	5
償却資産	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,281	1,791	289	129	165	177	99	27	29	79	14	9	52	14	12	31

○ 審査の事由別申出件数(令和3年度・土地)

事由	地目認定に関するもの	地積の認定に関するもの	標準宅地の選定・鑑定評価等に関するもの	路線価の付設に関するもの	画地計算法に関するもの(画地認定・補正率・所要の補正含む)	標準宅地からの比準割合に関するもの	売買実例等、他の価格と比較して高い	地価が下落しているが評価額が下がらない	その他	合計
件数	2	1	1	2	5	0	7	5	3	26
内	認容(全部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認容(一部)	2	0	0	0	1	0	1	0	4

○ 地目等別申出件数(令和3年度・土地)

事由	宅地			山林	農地		雑種地	ゴルフ場用地	その他	合計
	住宅用地	住宅用地以外	宅地比準土地		市街化区域	一般農地				
件数	10	8	1	1	3	0	3	0	0	26
内	認容(全部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認容(一部)	1	0	0	0	1	0	2	0	4

○ 審査の事由別申出件数(令和3年度・家屋)

事由	取得価格に比べて評価額が高い	売買実例に比べて評価額が高い	鑑定評価に比べて評価額が高い	他の同程度の家屋に比べて評価額が高い	家屋が古くても評価額が下がらない	再建築費評点数の算出に関するもの(評点項目、補正係数、計算単位の数値等)	損耗の状況による減点補正率に関するもの	需給事情による減点補正率の適用に関するもの	再建築価格方式で評価することは納得でない	その他	合計
件数	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	5
内	認容(全部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認容(一部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 令和3年度の数値は、令和3年4月1日から令和3年10月1日までに審査申出された件数である。

※2 1件の審査申出が土地・家屋・償却資産にわたる場合、それぞれ1件として計上しているため、合計とは一致しない。

## 固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況（令和3年10月1日現在）

### ○ 審査委員会の決定を不服として出訴された件数（府内）

	令和3年度	令和2年度
審査の決定を不服とし、出訴された件数	2	3
期間内に決定がなされずに出訴された件数 (申出を受けた日から30日経過後、3ヶ月以内に出訴されたもの)	0	0
期間内に決定がなされずに出訴された件数 (申出を受けた日から3ヶ月を経過し、出訴されたもの)	0	0

※1 令和3年度の数値は、令和3年4月1日から令和3年10月1日までに提出された件数である。

### ○ 出訴の状況（府内）

令和2年度末 係属件数(A)	令和3年度中 完結件数(B)	(B)の結果内訳					令和3年度末 係属件数(C)	(C)の係属審級内訳		
		取下げ	却下	勝訴	一部敗訴	敗訴		1審	2審	3審
3	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0

※1 審査委員会に審査申出がなされた上で、出訴されたものに限る。

賦課等に係る不服申立てがなされ、その後出訴された案件は含めない。

※2 期限内に決定がなされずに出訴された件数とは、地方税法第433条第12項に基づき、申出の却下をする旨の決定があったものとみなされて出訴された件数。

※3 令和3年度中の完結件数には、同年度以前から係属した案件を含む。

令和3年度末係属件数には、同年度以前から係属した案件を含む。